



狩猟解禁と狩猟事故防止の 注意啓発について

狩猟期間 11月15日から2月15日

(イノシシ及びニホンジカの狩猟は11月1日から3月15日)

※狩猟期間になると狩猟免許を取得している狩猟者が、イノシシ等を捕獲するため山等で**猟銃を発砲**したり、**わなを仕掛け**たりできるようになります！

※岐阜県では**イノシシ**及び**ニホンジカ**については狩猟期間が延長されています！
狩猟期間（延長後）【11月1日から3月15日】

注意 豚コレラ発生に伴い、**全ての鳥獣**について**一部地域に狩猟制限（銃・わな猟）**がされました！
問い合わせ先：岐阜県環境生活部環境企画課 058-272-8231
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/H30bhunt.html>

※以下の延長期間は**猟法が限定**されています！

- ・【11月1日から11月14日】まで・・・わな猟のみ（※わな猟の**とめさし**のみ銃器使用可）
 - ・【2月16日～ 3月15日】まで・・・わな猟及び銃猟が可能
- ※「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限られます。
※**とめさし**とは、網やわなにかかった鳥獣を安全確実に捕らえるため、銃器等でとどめを刺すことです。

狩猟事故防止のために



入山者の皆さんへ

- ① 狩猟期間中には、**猟銃事故に巻き込まれないよう**、オレンジ色や黄色など、**目立つ色の服を着たり**、携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
- ② 土曜、日曜日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ③ わな（はこわな）は非常に危険なので、わな設置の標識がある場合は近づかないようにしましょう。

狩猟者の皆さんへ

- ① 狩猟のできる場所は、狩猟者だけの場所ではありません。
ハイキング、散策などを楽しむ人々が大勢いることを忘れてはいけません。
必ず、**周囲への目配り、気配り**をお願いします。
 - ② 確実に**獲物を判別し、確認**ができるまでは銃を使用してはいけません。
特に、発射方向に人家や道路があつたり、人がいる可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。
 - ③ 発射の時期が迫るまでは、**実包を装てん**してはいけません。
たとえ、狩猟中の移動の際であっても**必ず脱包**してください。
- ※ 狩猟者の皆さんは、以上のことに気を付けて、無理をせず、余裕を持って狩猟を行きましょう。

